

厚木市特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、特定子ども・子育て支援施設等の確認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び施行規則の例による。

(確認の対象)

第3条 特定子ども・子育て支援施設等の確認は、法第7条第10項に規定する施設又は事業を対象とする。

(確認申請)

第4条 法第58条の2の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 設置者又は申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- (2) 認定こども園、幼稚園の認可証の写しその他の子ども・子育て支援施設等であることを証する書類
- (3) 誓約書
- (4) 役員一覧
- (5) その他確認に関し必要と認める書類

(確認の通知等)

第5条 市長は、法第58条の2の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認をしたときは、特定子ども・子育て支援施設等確認通知書を申請者に交付するものとする。

(確認の変更の届出)

第6条 法第58条の2の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた者(以下「特定子ども・子育て支援提供者」という。)が、施行規則第53条の2第1号(子ども・子育て支援施設等の種類に関する事項を除く。)、第2号、第4号(当該確認に係る事業に関する事項に限る。)、第6号及び第8号に掲げる事項を変更しようとするときは、特定子ども・子育て支援施設等確認変更届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する届出であって、特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者の役員若しくはその長又は特定子ども・子育て支援施設等である事業を行う者に係る管理者若しくは役員の変更を伴うものは、第4条第3号に掲げる誓約書を添付するものとする。

(確認の辞退)

第7条 特定子ども・子育て支援提供者は、法第58条の6の規定による確認の辞退をするときは、特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届書を市長に提出しなければな

らない。

(公示)

第8条 市長は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、施行規則第 53 条の 6 に規定する事項について公示するものとする。

- (1) 法第 30 条の 11 第 1 項の規定による確認をしたとき。
- (2) 法第 58 条の 6 の規定による確認の辞退があったとき。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。